

仕 様 書

1. 業務名 旧豊中市立庄内西小学校及び旧豊中市立庄内南小学校地歴調査業務委託
2. 位置 豊中市庄本町4丁目1-10及び大黒町1丁目2-15地内
3. 工期 契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

本業務においては、土壤汚染対策法、府条例及び関係法令等に基づき地歴調査を行ったうえで、報告書を作成すること。

(1) 計画準備

関係資料を収集し、業務工程・作業体制・調査方法等を記載した業務計画書を作成し、本業務を円滑に遂行するための計画準備を行う。

主任技術者は、土壤汚染調査技術管理者および土壤環境監理士の資格を有する者を配置し、担当技術者は土壤汚染調査技術管理者の資格を有する者を配置すること。

なお、主任技術者は担当技術者を兼ねることはできない。

(2) 事前調査

事前調査として、当該地及び周辺の状況について現地及び下記に記載した方法で確認を行うこと。

(ア) 住宅地図による履歴確認

(イ) 都市計画図による用途区域調査

(ウ) 航空写真の判読

(エ) 地形・地質の把握

(オ) 登記簿による土地履歴調査

(カ) 現地ヒアリング

(キ) 関係機関への届出書確認

(3) 地歴調査

当該地について、土壤汚染対策法に準拠した土地の履歴調査を行う。

(4) 汚染可能性評価

調査結果を踏まえ、以下の項目について整理すること。

(土壤汚染の可能性、地下水汚染の可能性、汚染要因の有無、想定される有害物質、リスク評価、追加調査の可能性、調査計画の検討等)

(5) 打合せ等

打合せは、3回を想定しており、協議が必要な事項が発生した場合は随時実施するものとする。

5. 留意事項

- (1) 調査実施前に業務計画書を提出し、発注者の承認を得ること。
- (2) 調査の過程で土壤汚染の可能性が高いことが判明した場合は、速やかに発注者へ報告すること。
- (3) 今後の土壤調査実施の可否について、専門的見地から提言を行うこと。
- (4) 調査の日程については、発注者と調整を行うこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて受注者と発注者が協議の上定めるものとする。

- (6) 受注者は、委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (7) 成果物の作成に必要な全部事項証明書・地積測量図等の資料は、受注者の求める資料を発注者が準備する。
- (8) 土壌汚染の有無における速報は、令和8年11月30日までとする。

6. 成果品

- ・土地履歴調査（旧庄内西小学校）報告書 2部
- ・土地履歴調査（旧庄内南小学校）報告書 2部
- ・業務計画書
- ・業務月報
- ・打合せ記録簿
- ・報告書記録媒体 CD 1枚
- ・その他必要な書類

豊中市 財務部 資産管理課

担当者：畑・中井・朝倉 TEL：06-6858-2749